

長野県個人防護具備蓄事業委託業務仕様書（案）

第1 目的

新興感染症の発生時においては、医療機関における個人防護具*の需要の急増が予想されることから、医療提供体制を維持するため、新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月21日策定）に基づき、個人防護具の備蓄を行う。

備蓄する個人防護具は、常時、使用期限が切れないように保ちながら、新興感染症の発生時において円滑に医療機関等へ配付できるよう適切な管理を実施する。

※個人防護具：サージカルマスク、N95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋

第2 契約期間

契約日から令和12年3月31日

第3 業務内容

個人防護具の備蓄は、受託者が日常行う医療機関等との取引を活用して、県の備蓄物資を使用期限が切れないよう市場流通させる管理方式（流通備蓄）によって行う。

下記（1）～（3）及び（5）は令和8年度から令和11年度、（4）は令和7年度における業務とする。

※流通備蓄の仕組みと流れの具体例については、下記及び別紙1「流通備蓄の仕組みと流れ（参考イメージ）」のとおり。

（1）備蓄物資の調達

- ① 受託者は、備蓄物資を調達し、下記（2）の備蓄倉庫（以下、「県備蓄倉庫」という。）に入庫する。
- ② 備蓄物資の品目、数量及び規格は別紙2「流通備蓄物資について」のとおりとする。
なお、備蓄の対象となる物資は、受託者が日常の取引等で商流を確保したものでなければ新陳代謝できないことから、県及び受託者の双方で協議の上、流通状況等を踏まえ調達する製品を選定、決定する。
- ③ 受託者は、流通備蓄開始後、商品の改廃等により備蓄物資の変更が必要となる場合は、速やかに県と協議を行う。

（2）保管業務

- ① 受託者は、県及び受託者の双方で協議の上決定する県備蓄倉庫において備蓄物資を保管する。県備蓄倉庫の場所は、県内の医療機関に迅速に配布できる所とし、県内にいることが望ましい。
- ② 備蓄を行うにあたって必要がある場合には、県及び受託者の双方で協議の上、複数の場所を県備蓄倉庫とすることができる。ただし、備蓄物資の6割以上は、県内に置くこととする。
- ③ 県備蓄倉庫の設備等は以下のとおりとする。
 - ア 保管倉庫内部に火気発生要因がないこと。また、火災発生時の早期発見装置を備え、消火設備を完備していること。
 - イ 外部からの敷地内への侵入防止対策が24時間取られていること。

ウ 保管倉庫内は直射日光が当たらず、保管品が変質する恐れのない環境で、製品として販売できる品質を維持して保管すること（高温・多湿な場所等は不可）。

エ 直接床置きせず荷台（パレット等）を使用すること。

オ 保管品の上に直接荷台（パレット等）を重ねての保管は行わないこと。

カ 製品、ロット及び使用推奨期限の管理ができるように保管できること。

④物資の入替作業等に伴い、県備蓄倉庫以外の倉庫等に一時的に保管することは差し支えない。

ただし、その場合でも、県備蓄倉庫と同程度の保管環境に置くこととし、県が指示をした場合には、速やかに県備蓄倉庫に入庫すること。

⑤受託者は、備蓄する物資の品目・数量・品質を管理する。

（3）流通備蓄

①受託者は、備蓄物資を、自社の在庫等を活用し、使用期限が到来しないよう、先入れ先出しにより市場流通させるものとする。ただし、新興感染症発生時等、県備蓄の供給を必要と認める場合はこの限りではない。

②流通備蓄で備蓄する物資の新陳代謝の周期は、県と予め協議すること。

③市場流通のために出庫する物資と入庫する物資の数量及び時期が常に一致していなくても差し支えないが、備蓄すべき数量の約8割以上は常に維持することとする（ただし、年度末時点で、当該年度の備蓄すべき数量が備蓄されているようにすること）。

④新興感染症の発生時において県備蓄を供給することとなった際、上記③により県備蓄倉庫に本来の備蓄すべき数量がそろっていない場合は、不足する分を速やかに補充し、供給できる状態にすること。

（4）令和7年度県備蓄物資の引継ぎについて

受託者は、以下の令和7年度県備蓄物資について、原則として令和8年3月31日に令和7年度契約業者の管理する倉庫から上記（2）の県備蓄倉庫へ移動させ、管理を引き継ぐこととする。

【備蓄物資】

品目	メーカー	仕様・規格	使用期限	枚数
サージカルマスク	(株)竹虎	ホワイト 9.5 cm×17.5 cm 50 枚/箱	令和 12 年 12 月	66,000 枚
N95 マスク	(株)竹虎	ホワイト 7.5 cm×24.0 cm (折りたたんだ状態の寸法) 1 枚入×10/箱	令和 12 年 6 月	2,000 枚
アイソレーション ガウン	(株)竹虎	フリー イエロー 全長約 121 cm 身幅約 68 cm 1 枚入×100/箱	令和 12 年 6 月	6,000 枚
シールド付きマスク	(株)竹虎	ブルー 9.5 cm×17.5 cm 25 枚入	令和 12 年 6 月	3,600 枚
非滅菌手袋	(株)竹虎	ブルー S 240mm×85mm 200 枚/箱	令和 13 年 1 月	22,000 枚
		ブルー M 240mm×97mm 200 枚/箱	令和 13 年 1 月	38,000 枚
		ブルー L 240mm×106mm 200 枚/箱	令和 12 年 11 月	16,000 枚
合計	—	—	—	153,600 枚

【現保管先】

倉庫住所 〒399-0033 長野県松本市笹賀 7600-19

法人名 株式会社 上條器械店

(5) 新興感染症発生時の対応

- ①新興感染症の発生時において県備蓄を供給することとなった場合、受託者は、迅速に供給ができるよう、梱包・発送作業等で可能な限り県に協力する。
- ②供給によって追加で生じる費用は原則として県が負担するが、具体的な供給方法を含め、詳細については、本契約とは別に、県及び受託者双方で別途協議する。

第4 実績報告及び支払い

(1) 実績報告

- ①受託者は、備蓄・管理する物資の品目・数量について、四半期（6月、9月、12月、3月）の月末締めにて県に報告する。
- ②受託者は、令和7年度県調達物資の県備蓄倉庫への引継ぎの完了を令和8年3月31日までに報告する。
- ③県は、年に2回以上、受託者の立会いの下、備蓄品目・数量及び管理の状況を確認する。

(2) 費用の支払い

原則として四半期ごとの実績報告後に費用を支払うものとするが、県及び受託者の双方で協議の上、支払回数及び支払時期を変更することができる。

第5 留意事項

- (1) 受託者は、県に対し、第3(1)～(4)の業務に係る経費の積算内訳を報告すること。
- (2) 日常の取引量等を踏まえ、県の最終的な備蓄量（令和10年度）において、流通備蓄管理が可能という根拠を示すこと。
- (3) 委託業務を統括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (4) 委託業務内容は、「長野県個人防護具備蓄事業委託業務 公募型プロポーザル方式実施公告」に基づき選定された企画提案書の内容及び実施方法を反映し、一部修正または調整等を行う場合がある。
- (5) 受託者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。
- (6) 委託業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。なお、委託業務の一部を委託し又は請け負わせる場合については、事前に書面により申出を行い、県の承諾を得るものとする。
- (7) 委託業務の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。
- (8) 契約期間終了時等、県備蓄倉庫から県備蓄を移動させる必要がある場合は、県及び受託者双方で別途協議する。
- (9) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査の対象となる。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

流通備蓄の仕組みと流れ（参考イメージ）

流通備蓄とは、事業者が日常行う医療機関等との取引を活用して、県が備蓄する物資を使用期限が切れないよう新陳代謝させる管理方式をいう。

具体的には、次に例示した流れを想定しているが、使用期限が切れないように管理できる方式であればこの限りではない。

例：非滅菌手袋（1,000枚）を流通備蓄する場合

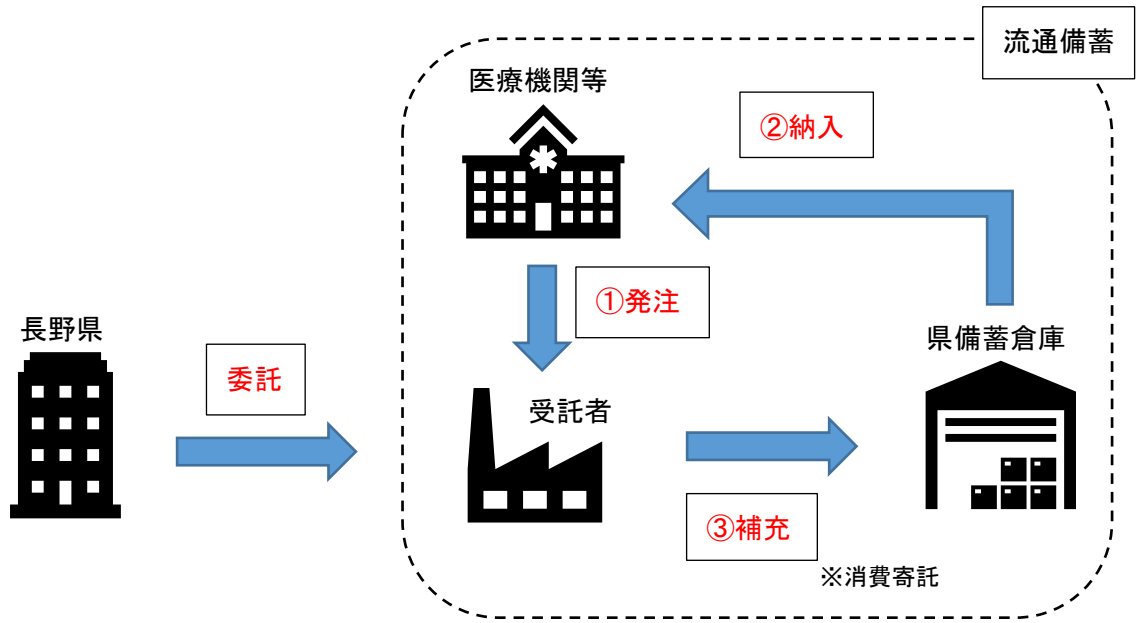
（調達・備蓄）

受託者は、非滅菌手袋 1,000 枚を県備蓄倉庫に調達する。

（流通備蓄管理）

- ① 医療機関等から受託者へ非滅菌手袋 100 枚が発注される。
- ② 県備蓄倉庫から非滅菌手袋 100 枚を出庫し、医療機関等に納入する。
なお、物資の出庫は、原則として、県備蓄の古いものから行う（先入れ先出しとする）。
- ③ 物資の保管・流通備蓄業務の法的性質は、民法第 666 条の「消費寄託」に該当することから、県備蓄倉庫から出庫した際には、受託者は、出庫した県備蓄の種類、品質及び数量の同じ自社の在庫 100 枚を補充（返還）する。
- ④ 県備蓄の物資ごとの品目、数量、使用期限等を管理し、①～③を繰り返し行う。

<流通備蓄概念図>



流通備蓄物資について

1 品目及び数量※¹

(単位：枚)

品目/年度	令和7年度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	引継数量	調達数量 (※ ²)	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量	調達数量	管理数量
サージカル マスク	66,000	452,000 (193,000)	518,000	259,000	777,000	259,000	1,036,000	0	1,036,000
N95 マスク	2,000	11,000 (4,500)	13,000	6,500	19,500	6,500	26,000	0	26,000
アイソレー ションガウン	6,000	37,000 (15,500)	43,000	21,500	64,500	21,500	86,000	0	86,000
フェイス シールド	3,600	23,400 (9,900)	27,000	13,500	40,500	13,500	54,000	0	54,000
非滅菌手袋	76,000	520,000 (222,000)	596,000	298,000	894,000	298,000	1,192,000	0	1,192,000
合計	153,600	1,043,400 (444,900)	1,197,000	598,500	1,795,500	598,500	2,394,000	0	2,394,000

※¹ 備蓄数量を変更する場合は、総備蓄量を備蓄する年度（令和10年度）が始まる前までに変更契約協議を行うこととする。備蓄物資の調達期限は、各年度の3月31日とする。

※² ただし、令和8年度調達数量のうち、ここに定める数量は、令和8年6月30日までに納品を完了させること。

2 規格

(1) 各物資共通規格

- ①不良品（製品の仕様や規格に適合しない、または使用に耐えない製品）でないものであること。
- ②企画提案評価会議の開催日から過去2年以内に県内の複数の第一種協定締結医療機関または第二種協定締結医療機関（病院または診療所に限る。）への納入実績が証明できること。
- ③個包装の外表面に入数、ロット番号、製造時期及び使用期限（または使用可能期間）が分かる表記がされていること（バーコードによって電磁的に読み取れる場合を含む）。
- ④最も外装の外表面に製造時期の判別可能なGS1-128コードが表示されていること。
- ⑤納品時点で製造後半年以内のものであって、使用期限は製造日から5年以上であること。

(2) サージカルマスク

- ①不織布であり、3層構造以上のものであること。

- ②日本の産業規格（JIS）T9001 医療用マスククラスⅡ以上適合品、ASTM-F2100 レベル2以上適合品またはEN14683Type ⅡR 適合品であり、その旨表示されており、適合基準に適合するデータを示せること。
- ③全国マスク工業会の「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。
- ④単回使用の製品であること。
- ⑤耳掛け式のものであり、ゴム紐の装着感に配慮されたものであること。
- ⑥ノーズワイヤーは、任意の形状に変形させることが容易で、その後の形状が安定しているものとし、非金属のものであること。
- ⑦フリーサイズであること（JIS（T9001）「医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法・解説」の「5.1 マスクの大きさの目安」において「普通サイズ」とされているものに概ね沿った大きさであるものとする）。
- ⑧色は白であること。
- ⑨50～100枚のいずれかの単位で配布できるよう梱包されており、箱内で包装されていること。

（3）N95 マスク

- ①米国労働安全衛生研究所（NIOSH）のN95規格をクリアし認可されたマスク、またはJIS T9002 タイプⅠ規格に適合した感染対策医療用マスクであり、適合基準に適合するデータを示せること。
- ②全国マスク工業会の「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。
- ③折りたたみ式であること。
- ④首回り及び後頭部でおさえる伸縮性のある2本しめひもであり、ノーズクリップが装着されており、会話をしながらの業務遂行時にも漏れ込みが生じず顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できる構造であること。
- ⑤本体の色は白であること（ただし、しめひもの色は他の色でも可とする）。
- ⑥排気弁を持たないものであること。
- ⑦マスクのサイズは、フリーサイズであること。
- ⑧日本国内にて、本体の成型工程を行ったものであること。
- ⑨1枚単位で個包装され、10～50枚のいずれかの単位で配布できるよう梱包されていること。

（4）アイソレーションガウン

- ①耐水性についてはAAMI（米国医科器械振興会）PB70 レベル2の製品と同程度であり、十分な撥水性を有しており、その性能に適合するデータを示せること。
- ②生地は不織布を使用していること。
- ③長袖で袖口がリブニット等で絞られていること。
- ④割烹着型であること（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び背面を覆うことができること。ただし、首元が開きすぎていないこと）。
- ⑤身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さについており、かつ着脱が容易であること。また、首の後ろの紐で固定し、首を通すことなく脱げるものであること。

- ⑥丈の長さは 100 cm 以上、かつ身長 150 cm の者が着用しても床につかない程度であること。
- ⑦使い捨てであること。
- ⑧色は青系、黄系または白であること。
- ⑨ 1 枚単位で個包装され、20～100 枚のいずれかの単位で配布できるよう梱包されていること。

(5) フェイスシールド

- ①シールド部は、目、鼻、口がガードできる形状であること。
- ②シールド部分の素材はプラスチック製とし、無色透明で視界が良好であること。
- ③眼鏡及びマスクと併用が可能であること。
- ④着用時に容易にずれが生じないものであること。
- ⑤対応する者の飛沫が着用者のフェイスガードの内側に入りにくい形状であること。
- ⑥内側に曇り止め加工をしていること。
- ⑦シールド同士が擦れて傷つかないようにシールドを保護した状態で包装されていること。
- ⑧10～100 枚のいずれかの単位で配布できるよう梱包されていること。

※シールド付きマスクに代えることもできる。この場合、上記に加え、下記の規格も満たすこと。

- ⑨サージカルマスクとシールドが一体となっており、目、鼻及び口がガードできる形状であること。
- ⑩マスクの部分は、上記(2)に記載されている仕様を満たしていること。
- ⑪N95 マスクと重ねて使用できること。

(6) 非滅菌手袋

- ①水や体液等の浸透がないこと。
- ②ニトリル素材（原材料：石油）であり、ラテックスアレルギーの原因となる成分を含まないこと。
- ③指先にフィットする薄手のもので、触感性に優れた形状であること。
- ④JIS 規格 T9115 適合品、ASTM 規格 D6319 または EN 規格 EN455 に適合した製品であり、適合基準に適合するデータを示せること（ただし、滅菌処理の必要はない）。
- ⑤一般医療機器（クラス I）非天然ゴム製検査・検診用手袋であること。
- ⑥指先の滑り止め防止のため、エンボス加工がなされていること。
- ⑦手首まで覆うことができる十分な長さがあること。
- ⑧パウダーフリーであること。
- ⑨サイズは S、M、L の 3 種類とし、各サイズの備蓄量の割合はおおむね S:M:L=3:5:2 であること。
- ⑩色は青系または白であること。
- ⑪100～200 枚のいずれかの単位で配布できるよう梱包されていること。